

令和4年度 第2回  
藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2022年（令和4年）10月21日（金）

藤沢市環境部環境総務課

午後 2 時 00 分 開会

## 第 2 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会

○内田補佐 定刻となりましたので、ただいまより令和 4 年度第 2 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多用のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。私は本日の進行をさせていただきます環境総務課の内田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本審議会の委員数につきましては、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づきまして 19 名で組織させていただいております。また、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」によりまして、本審議会の開催要件は委員の過半数の出席が必要となっております。

本日は、出席が 16 名、委任状を提出されている方が 3 名の合計 19 名となっておりますので、開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

なお、本日、山崎委員が少し遅れていらっしゃるということと、小林委員、串田委員、野中委員が欠席されておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

初めに、資料の確認をお願いいたします。

まず、一番最初に「次第」がございまして、次に「委員名簿」、「席次表」、この 3 枚が A 4 一枚のものです。資料 1「湘南東ブロックし尿処理広域化方針（素案）」、資料 2「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正について」、資料 3「令和 5 年度以降のごみ処理体制について」、資料 4「プラスチック資源循環及び環境美化の促進に向けて藤沢市×ユニリーバで連携」、資料 5「『雑がみ分別袋』の配布について及び雑がみ分別袋の作り方」、資料 6「大型ごみ予約システムの D X 化について」。

以上 9 点になりますが、お手元に資料が足りない方はいらっしゃいますでしょうか。皆様大丈夫でしょうか。

### 1 議題

#### (1) 湘南東ブロックし尿処理広域化方針（素案）について

○内田補佐 それでは、次第の 1、第 2 回藤沢市廃棄物減量等推進審議会の議題から始めさせていただきます。

規則によりまして、審議会の議長には会長が当たることになっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。横田会長、よろしくお願いいたします。

○横田会長 それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題（１）「湘南東ブロックし尿処理広域化方針（素案）について」。事務局から説明をお願いいたします。

○須田主幹 環境総務課の須田と申します。

（表紙）

私から、資料１「湘南東ブロックし尿処理広域化方針（素案）」について説明させていただきます。

前回、広域化検討報告書ということで説明をさせていただいたのですが、それをもとに、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の２市１町で広域化方針の素案を作成しましたので、説明いたします。

（目次）は、「経緯及び趣旨」、「地域概況」、「現在のし尿処理施設の状況」、「し尿等排出量の将来予測」、「し尿処理広域化の検討」、「し尿処理広域化方針」、「広域化へ向けて整理すべき課題と方策」、「今後のスケジュール」という形になっております。

（１ページ）

「経緯と趣旨」につきましては省略させていただきます。

（２ページ）

地域概況です。

（３ページ）

第３章「現在のし尿処理施設の状況」です。図３－１に茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の地図がありまして、左側に寒川町美化センター、藤沢市の北部環境事業所の２カ所のし尿処理施設の位置を示しております。

図３－２は、平成２８年度から令和３年度までのし尿等の搬入量の推移を示したものです。若干減少傾向が見られます。

（４ページ）

表３－１「湘南東ブロックし尿処理施設概要」です。北部環境事業所し尿処理施設につきましては、処理能力が２３０ｋＬ／日、竣工年月は第１期が昭和３６年６月で、一部かなり古い施設がまだ存在している施設です。寒川町美化センターは７０ｋＬ／日の能力で、平成７年１２月に稼働・竣工しているものでございます。両施設とも大分古くなっていて、長寿命化をするのか、それとも改修をするのか、建てかえるのかという施設になっております。

（５ページ）

「し尿等排出量の将来予測」です。令和元年から令和２年までが実績、それ以降は予測値となっております。こちらは、人口的には少しずつ減少していております。

図４－２は「計画日平均排出量と湘南東ブロック全体で想定される整備規模」となっております。上の丸い点で、令和３年度から８５、８４、８２という記載がありますが、こちらは整備規模です。先ほどの寒川町の７０ｋＬ／日がこの処理能力に該当するものです。

右のほう、令和 18 年から 15 年が 81 となって、その前段が 80 になっていますが、こちらは統計の計算方法で少しふえているものでございます。実際にはし尿を排出する方はどんどん減っていくんですけども、工事とかイベントなどで仮設トイレを使いますので、必要な能力はあまり減らない状況と考えております。

(6 ページ)

第 5 章「し尿処理広域化の検討」です。まず、表 5-1 にありますように、施設について検討しております。規模として、1 施設体制の場合は能力として 81kL/日、2 施設体制の場合は藤沢市では 54kL/日、寒川町では 30kL/日の能力が必要となっております。

(7 ページ)

また、概算事業費が表 5-2 に示されております。処理方式は後ほど説明いたしますが、①、②、③とありまして、その中で、1 施設・81kL/日としたものが総事業費が一番低いという結果となっております。

(8 ページ)

表 5-4 「更新施設において想定される処理方式」。①単純希釈放流、②前脱水＋汚泥助燃剤化＋希釈放流、③前脱水＋汚泥助燃剤化＋生物処理＋無希釈放流という形になっておりまして、今回の検討ケースでは②前脱水＋汚泥助燃剤化＋希釈放流がよいという結果となっております。

(9 ページ)

2 「事業用地における配置可否」です。

(1) 「1 施設体制の配置可否と課題」で、アの藤沢市北部環境事業所に配置する場合は、「既存施設の解体撤去を行わなければ集約化した施設規模の配置が困難となりますが、既存施設の解体撤去後のエリア全体を使用すれば配置は可能」という結果になっております。イの寒川町美化センターにつくった場合、「既存施設東側の用地を活用することで、既存施設の運転を継続しながら 1 施設に集約した場合の整備が可能となりますが、一部、既存設備の撤去・移動が必要となります。『寒川町洪水ハザードマップ』では、浸水想定区域となるため、盛土や躯体、扉等に対する追加的な浸水対策が必要」という結果になっております。

(10 ページ)

3 「収集運搬効率」です。

(11 ページ)

収集運搬効率を検討するに当たりまして、表 5-5 で検討ケース①～⑤を検討しております。

ケース① 現状の 2 施設を更新して継続使用する。

ケース② 寒川町の施設を更新して、1 施設稼働とする。

ケース③ 寒川町の施設を更新して、1 施設稼働として、藤沢市の施設は中継基地として活用す

る。

ケース④ 藤沢市の施設を更新して、1施設稼働として、寒川町の施設は廃止する。

ケース⑤ 藤沢市の施設を更新して、1施設稼働として、寒川町の施設は中継基地として活用する。

この5つのケースを検討した結果、表5-6を見ていただきますと、ケース④が必要車両台数が少なく、年間延べ走行距離が少ないという結果になっております。ただ、この収集運搬に関しましては、現状の2施設の更新をした場合が一番収集運搬効率がよいという結果になっております。

(12 ページ)

表5-8「総合評価」です。先ほどの施設の設置、配置の場所、収集運搬を総合的に評価した表です。

左側の1施設体制の総合評価を見ていただきますと、北部環境事業所に設置した場合、「既存施設の解体撤去を行えば配置可能である」、「収集運搬効率の面で優位であり、災害リスクが低いため、災害時の処理の継続性・安定性の面でも優れている」ということで1位となっております。寒川町美化センターに設置した場合が2位、2施設体制にした場合がそれぞれ3位となっております。

(13 ページ)

第6章「し尿処理広域化方針」です。こちらの結果を踏まえて、最終的に広域化方針を次のとおり定めております。

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町は、し尿処理施設を集約することにより効率化を図り、し尿処理の広域化を目指します。

#### (1) 処理方式

処理方式は、環境省の循環型社会形成推進交付金の対象となり、最も安価で経済性が有利となる「前脱水＋汚泥助燃剤化＋希釈放流」方式とし、施設設計時の経済性、最新技術による高い施設処理を選定します。

#### (2) 施設体制

施設体制は、2施設体制より建設費や維持管理において経済的に有利となる1施設体制とします。

#### (3) 設置場所

設置場所は、維持管理費の一部としての下水道料金は寒川町美化センターが有利となりますが、洪水によるし尿処理施設の浸水リスクを考慮すると、追加的な浸水対策費が必要となることから、事業全体で経済的に有利となる藤沢市北部環境事業所とします。

#### (4) 供用開始目標年度

第3章において記載のとおり、藤沢市北部環境事業所し尿処理施設については敷地内の

焼却施設（１号炉）の工事のため早期に既存し尿処理施設の解体が必要であり、また寒川町美化センターについても急激な老朽化により早急な方針確定が必要な状況です。

一方、施設整備には各種計画の見直し・策定・改定等が必要なことから 10 年程度の期間が必要となるため、令和 14 年度を目標に供用を開始します。

このような方針を定めました。

（14 ページ）

課題と方策です。

（１）地方自治法に基づく事務委託手続き及び経費負担の検討。

（２）広域化実施計画の策定。

（３）湘南東地域循環型社会形成推進地域計画の変更。

（４）し尿処理施設整備基本計画の策定。

（５）事業方式等の検討。

（６）人員体制の検討。

（７）その他として、災害等の対処、交付金を活用する場合の処理するものの検討、藤沢市のし尿処理施設の解体時のし尿等の処理方法が課題としてあります。

（15 ページ）

８章「今後のスケジュール」です。令和 5、6 年は地方自治法に基づく事務委託手続き。こちらは藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町が事務を委託する方法の手続きとなります。それから、経費負担の方針を決定。令和 7 年度は、し尿処理広域化実施計画の策定。令和 8 年度以降に、し尿処理施設整備基本計画の策定等を行い、令和 10 年度から設計・建設工事に入って、令和 14 年度に稼働するというスケジュールを今計画しているところでございます。

なお、こちらのし尿処理広域化方針（素案）につきましては、12 月の市議会に報告をするとともに、パブリックコメントを実施する予定となっております。

説明は以上となります。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらご発言ください。

○植木委員 １施設体制にした場合には、下水のポンプとか下水管とか、そういうインフラの変更に関する費用はどこかで配慮されているものなのでしょうか。

○須田主幹 下水道の部局と少し相談したところ、今の下水管の能力で問題なく稼働できるという話は伺っています。

○横田会長 今のご質問にちょっと関係しますが、今までは廃棄物関係の部局と下水道部局が離れて、別々のところでやっていて、汚泥に関しては下水道の終末処理場でもいろいろ問題があってその対策を講じているわけですが、このし尿浄化槽の汚泥についても下水道のほうと一本化するというよ

うな話はあったんですか。それとも、それは最初からあまり考えていなかったんでしょうか。

○須田主幹 し尿そのものの話なのか、汚泥についてなのか、どちらになりますか。

○横田会長 どちらかといったら、汚泥の処理施設よりもむしろ量の多いし尿浄化槽汚泥のほうが大変だと思うのですが、できれば汚泥汚泥については全部下水道廃棄物のほうと一本化してやったほうが市の広域処理の財政としては非常に効率が上がるんじゃないかなということをちょっと感じたものですから。

○須田主幹 まず、し尿と浄化槽汚泥を下水処理施設で受けてもらうという件につきましては、今、藤沢市には大清水浄化センターと辻堂浄化センターの2カ所ございます。両方とも住宅地に近いといえるので、特に大清水浄化センターについては受け入れが難しいという話はしています。可能性があるのは辻堂浄化センターですけれども、今度は辻堂浄化センターは海側になりますので、災害時のことを考えると少し難しいかなというような検討はしております。

それから、汚泥を焼却することについての検討はまだしていませんが、辻堂浄化センターには焼却施設があるんですけれども、災害時、例えば津波でこちらが壊れた場合には、北部とか石名坂で受けることを検討しなければいけないというふうには考えております。

○横田会長 ほかにございましょうか。——ないようでしたら、議題（1）につきましてはお認めいただいたことにしたいと思います。

## （2）「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の改正について

○横田会長 それでは、議題（2）『藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例』の改正について。事務局から説明をお願いいたします。

○菊地 環境総務課の菊地です。よろしくお願いします。私から、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正についてお話しさせていただきます。今ある条例を改正する予定でおりますので、その改正の趣旨などをお伝えさせていただきます。

まず、資料2の1「趣旨」としまして、（1）事業系一般廃棄物につきましては、事業者の廃棄物処理責任の観点から、現在焼却施設に搬入する際に不定期でゴミ搬入検査を実施しておりますが、不適正排出が多いため、廃棄物の受入拒否について条例に規定することで事業者の責任を明確化し、指導の強化を行うことを目的としております。

（2）資材の置き場が火災になった場合など、「事業活動に伴って」とはならないので、そういったところから排出される廃棄物について明確化するため、事業系一般廃棄物の定義について改定するものです。

（3）可燃ごみ、不燃ごみの廃棄物の種別ごとに料金を徴収する必要がありますが、その表記が今のところわかりづらくなっておりますので、その表記を改めるものです。

改正の具体的な内容につきましては、2枚目の新旧対照表でご説明させていただきます。

左側が改正予定の内容、右側は現行の条例の内容です。

第2条第2項第3号に事業系一般廃棄物の定義が記載してあります。右側の現行は、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」という定義になっておりますが、こちらの定義を「事業者又は事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」に改正をする予定です。

次に、第18条の2「事業者の施設搬入」です。こちらは新たに定めるものです。先ほど申し上げた事業者責任を明確化するために新しく入れるもので、規則で受入基準を定め、その基準に従うことと、搬入検査について協力しなければならないことを定めたものです。

次の第18条の3「受入拒否」も新たに定めるものです。こちらについては、先ほどの受入基準に従わない場合や搬入検査に協力しない場合には廃棄物の受け入れを拒否することができるというものです。こちらの内容は、先ほどもお話ししましたが、現在も施設のほうで事業者に対してごみの搬入検査を実施していますが、こちらを条例に明確化することで事業者責任を強化するものです。

次のページ、別表1の2項の上から3番目に「事業系一般廃棄物を市長の指定する焼却施設又は破碎施設に直接搬入するとき」というのがあります。こちらは、右側にもともと「事業活動に伴い排出される一般廃棄物」と表記されていたのですが、事業系一般廃棄物という定義がありますので、定義をそのまま入れています。

処理手数料につきましては、もともと「10キログラムにつき270円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律270円とする」だったものを、新たに「廃棄物の種別（焼却又は破碎）ごとに」というのを追加しております。受付をしたときに焼却と破碎のものを一緒に持ってこられると、不燃と可燃を両方合わせたもので重量をはかって手数料を徴収されるんじゃないかと思われる方がいらっしゃるんですけども、施設ごとに手数料を徴収しておりますので、焼却施設に入るものについて一旦はかってから手数料をいただいて、破碎施設に入るものは破碎施設に入るもので重量をはかって手数料をいただくことになります。今までとやっていることは変わらないんですけども、皆さんにわかりやすくなるように明確化したものです。

おめくりいただいて、一番上のところで、一般家庭から臨時に排出された廃棄物を直接搬入したときにもそれぞれ焼却施設と破碎施設で廃棄物の種別ごとに必要ですということを明確化して、同様に新たに表記しているものです。

その次が規則です。先ほどの条例改正で新たに加えた受入基準を具体的に規則のほうで定めたものです。こちらも基本的には、今搬入検査をしている中で、こういうものは搬入できませんと業者さんにお示ししているものを改めて条例規則の中で表記しました。

条例の改正については以上です。よろしくお願いします。



○横田会長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言ください。

受入基準を明確化したということですね。

○菊地 そうです。今やっていることと変わることは特になくて、今やっていることを条例と規則に明確化したということです。

○横田会長 何かございますか。

○植木委員 「事業活動に伴って」という文言を「事業所から排出される」にしている自治体は藤沢市だけなんですか。ほかに全国で変わってきているんでしょうか。

○菊地 事業系と分けていないところもあるようですし、本市のように「事業所又は事業者」としていいところはないかもしれないです。「事業活動に伴って」というのが法律での文言になっておりますので、基本的にはそういうところが多いかと思えますけれども、先ほどご説明したとおり、資材置き場とかが火災になったときに、火災は事業活動に伴ったわけではないとすると、ではどういふふうに料金を取るのかということもありますので、「事業者又は事業所」という定義にさせていただくということで考えております。

○横田会長 ほかにございますか。——ないようでしたら、議題（２）はこれで終了いたします。

### （３）令和５年度以降のごみ処理体制について

○横田会長 続きまして、議題（３）「令和５年度以降のごみ処理体制について」。事務局から説明をお願いいたします。

○手塚センター長 環境事業センターの手塚と申します。今日も皆さん焼却施設の見学もありますけれども、令和５年度に北部環境事業所の新２号炉の供用が開始されます。それに伴いまして、藤沢市のごみ処理体制について５項目にわたって変更点があり、新たな形での体制になりますので、今回その説明をさせていただきます。

まず、１「ごみ収集体制について」です。北部環境事業所及び石名坂環境事業所へのごみの搬入割合は、現在、北部環境事業所に４割、石名坂に６割という形でさせていただいています。令和５年度からは、これを北部７割、石名坂３割と大きく変更させていただきます。このため、中の体制割（？）を変えます。後でまた地図を見比べていただけるとよくわかると思うのですが、北部区域を直営の藤沢市が行いまして、南部区域を委託業者であります藤沢市興業公社が収集する体制に再編成を行いたいと考えております。この変更に伴いまして、一部区域割とか収集日程の見直しを行いますので、そういったところを収集日程のカレンダーやごみ分別アプリ等で周知をさせていただきますと考えております。

ここに図面を書かせていただいています。左側が現在です。網かけされている部分が興業公社という委託業者が収集している区域です。白いところが藤沢市が今直営で行っているところです。太

枠の黒い線が北部環境事業所へ搬入するエリアです。これが、右側の令和5年度以降、変わってきます。網かけの委託収集エリアを南部のほうに集中させていただきます。それから、白抜きの直営エリアは北のエリアを中心に収集していただく。太枠がかなり下のほうまで伸びてきていると思いますが、この区域を北部環境事業所の2号炉に持っていくという形での大きな変更があります。その関係で、北部を直営、南部を興業公社という形での変更を考えております。

この図を見てわかると思うんですが、皆さんに直接影響はありませんけれども、今、藤沢市の直営の拠点は、南部収集事務所と環境事業センター、北部収集事務所と呼んでいるんですが、北と南で2拠点あります。これを令和5年度には北の環境事業センターのほうに南北を統合しようと考えております。そういうことで、北部エリアを直営が行う形になります。

周知日程と方法をお知らせさせていただきます。変更対象の自治会・町内会等に事前周知を11月から12月末ごろに行わせていただきます。それから、変更対象者への全戸ポスティングを1月末から2月の中旬ぐらいまで行いたいと考えております。その他の周知といたしまして、2月末から3月の中旬にかけて広報ふじさわの2月25日号に収集日程等の変更周知掲載。これに伴いまして、令和5年度の区域別収集日程カレンダーの配布をさせていただきます。

それから、藤沢市のごみ分別アプリを使いまして、変更点があるところには、わかりやすく、できるだけ気づいていただくためにポップアップ機能を使った周知も考えております。それから、藤沢市の公式LINEアカウントがあるのですが、そちらにおいても周知をしていきたい。ホームページ等でも最終周知という形でさせていただきます。

2「ごみ処理施設体制について」。北部環境事業所の新2号炉は工事も順調に進んでおりまして、令和4年12月ごろから段階的に試運転を実施しようと今考えております。焼却炉も、市域のごみ排出量の7割程度に増加するので、発電量もふえまして、市の施設の約38%の電力を補うことができるものと考えております。

また、石名坂環境事業所につきましては、令和4年度から長寿命化総合計画策定、生活環境影響調査といったものを行いまして、令和6年度から大規模整備工事に着手させていただきます。令和11年度から施設を稼働する計画で今現在進めております。

3「事業系ごみの指導強化について」。焼却施設に搬入する事業者を対象といたします展開検査を毎月10日間程度にふやし、事業系廃棄物の適正な搬入の促進を実施させていただきます。このことによりまして、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び規則の改正を先ほどご説明させていただきましたが、規則を改正し、受入基準を条例に定め、基準に従わない場合、処理施設への受け入れを拒否できることを定めて指導に実効性を持たせることとさせていただきます。

4「キャッシュレス化等について」。(1) 大型ごみの予約について、11月1日からチャットボツ

ト方式や画像検索機能での予約受付を開始させていただきます。これは後ほど「その他」の「大型ごみ予約システムのD X化について」でももう少し細かくお話をさせていただきます。それから、令和5年度からクレジット決済を実施するというので、下に画像検索機能、大型ごみ受付画面、クレジット決済画面の3種類をつけさせていただいております。こんな感じで入力していただくことをご承知おきいただければと思います。

(2) ごみを処理施設へ持ち込む際の手数料について、令和5年4月からごみのクレジット決済等のキャッシュレス化を実施し、その他のごみについても令和5年10月を目途にキャッシュレス化を実施する予定でございます。こちら順次進めてまいりたいと思います。

最後に、5「その他の取り組みについて」。(1) ごみ収集システムのD X化についてです。ごみ収集車両にGPS付タブレット端末を搭載させていただきまして、手書きの集計や入力作業を自動化するとともに、運行状況、収集作業の見える化を考えております。これにより事務の効率化が図られるとともに、市民対応や要望にも素早く対応できるものと考えておりますので、令和5年度の導入に向けて今現在システムの導入を進めさせていただいております。

(2) プラスチックの削減といたしまして、レジ袋のかわりにピンク色の指定収集袋を購入できるように、令和4年12月から本庁舎にあります1階のローソンで試行実施をさせていただきたいと考えております。この状況を見て、今後順次拡大をできればと考えております。

以上、5点になります。よろしくお願いいたします。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等がありますか。

○太田委員 最後の(2)、レジ袋のかわりの指定収集袋の購入ですけれども、それはレジで1枚単位で買うんですか。それともまとめて何枚という感じですか。

○手塚センター長 1枚単位で買えることになります。

○佐藤委員 先ほど、条例を改正してまで受入拒否をできるようになさるというあたりがちょっと気になったんですけれども、そういった不適切なものというのはどんなものがあるのか。あるいは、繰り返しそういう不適切なものを持ち込んでしまう業者さんというのは特定の業者さんなのかというあたりを教えてくださいませんか。

○菊地 不適正なごみの種類ですけれども、弁当がらなどが汚れていると、本来はプラスチックなので産業廃棄物なんですけど、皆さん一般廃棄物として燃えるごみのほうに出されている方が多いです。それが一番多いんですけれども、特に施設のほうで支障が出てしまうような、例えば建設廃材が入っていたり、大きなビニールロールが入っていたりしますと、焼却炉を一時停止して取り出さないといけない。今現在受け入れができない状況にはなっていませんが、今後そういうのが続いてしまうと、もしかしたらごみの搬入自体ができなくなってしまうということもあります。そういったものを搬入検査のほうで見てはいるんですけれども、やはり収集運搬業者さんも忙しいというのがある

って、そのまま出ているものを積んでいってしまうところも多いです。

基本的には、排出事業者さんが自分たちの責任として産業廃棄物と一般廃棄物を分別しなければいけないんですけれども、いろんな自治体さんから働きに来ていると、ご家庭のごみの出し方と同じように出されている従業員の方もいらっしゃるし、そもそも収集運搬業者さんが分別してくれているんじゃないかというようなことをおっしゃる方もいらっしゃるので、そういったところも含めて収集運搬業者を通じての指導を強化していくことを考えております。

たくさんごみを出される多量排出事業者については、もともと条例の15条の中で、あまりにもこちらの指導に従わない場合は受け入れを拒否できるという項目がありますので、それに加えて、収集運搬業者さんを通じた指導に実効性を持たせるために今回改正を予定しているものです。

○清水委員 単純な質問ですが、キャッシュレス化ということは、今コンビニで買っている500円の券をキャッシュレスに置きかえるということですか。

○高橋主幹 後ほど説明させていただきますが、500円の券はそのまま残りますが、今度、LINEから大型ごみの申し込みができるシステムを構築する予定です。それに加えて、来年4月から、お申し込み以外にもその場でカードでお支払いいただけるようにいたします。そちらで申し込んだ方々は、お金も既に納付されていますので、納付券を買うことなく出すことができるという形になる予定です。

○清水委員 ということは、当分の間併用されるわけですね。電話で予約して券を買って貼っておくという従来の方式は残るわけですか。

○高橋主幹 はい。おっしゃるとおりです。

○清水委員 高齢者などはデジタルにまだ弱いものですから、一気に変えられると混乱するんじゃないかなと思います。

○高橋主幹 ご安心いただいて結構です。

○清水委員 それからもう1つ。先ほど最後に言った、プラスチック削減としてレジ袋のかわりに指定収集袋、これはどういう意味かちょっとよくわからないんですけれども。

○高橋主幹 今、レジ袋が有料化されて、また、マイバッグが普及されてきて、皆さんレジ袋をお断りする方が多いと思うんですけれども、場合によってはいたし方なくレジ袋をご購入される際もあると思います。そのときに、実際にご家庭で使っていただいています指定収集袋をレジ袋のかわりとして1枚買っていただければ、不要になるレジ袋を購入しないで済むということで試行させていただきたいと思っております。

○清水委員 今のピンクの袋をそこで買って、それを使うということですか。あれは10枚単位になっている。

○高橋主幹 そうですね。ですので、今回、試行ですけれども、1枚単位で購入できる形をとらせて

いただきたい。

○清水委員 1円とか2円とか、そんな感じですか。

○高橋主幹 指定収集袋は1リットル当たり2円ですから、一番大きいものと1枚80円、小さいものと1枚10円という形になると思います。

○植木委員 事業系のごみの指導強化で、万が一、仮に受け入れできない事業系一般廃棄物があった場合、もちろんそれはその事業所に返すということだと思わなければならないけれども、そのときの運送費とかはどういうふうな負担になるんでしょうか。

○菊地 基本的には、今、施設のほうでごみの搬入検査をしたときに、受け入れができないもので、あまりにもひどいと言ったらあれですけども、産業廃棄物の量があまりにも多い場合にはやはり受け入れができませんので、お持ち帰りいただいて、きちんと分別をしてから持ってきてくださいという指導をさせていただいております。その際の運搬費は、申し訳ないのですが収集運搬業者さんとしても排出事業者さんとしても分別をしていないものを持ってきた、分別していないものを出してしまったということなので、その辺の運搬費をどう考えるかというのはこちらのほうではお答えが難しいですけども、基本的にはそういった形で指導させていただいております。

○金田委員 私からは1点。1のごみ収集体制が来年4月以降から基本的に変わるということで、周知日程及び方法、スケジュールが載っております。やはり収集日日程が従来と違うブロックが出てくと思うので、ここの周知徹底、市民の方の混乱と間違いが起きないようにしていただきたいと思います。

私ども回収事業者の観点からしますと、市民の方がいつも出している曜日に取りに来なかったというトラブルが起きかねません。そのときの対応も落ちつくまでかなり大変だと思います。市のバックアップがなければいろいろできないと思いますので、その辺の重点措置を、これ以外にでもうまくできるようにお願いしたいと思います。啓発活動をよろしく願いいたします。

○横田会長 特に変わったところが要注意ですね。

ほかにございませんか。——ないようでしたら、議題（3）はこれで終了いたします。

## 2 報告

### ユニリーバ・カスタマー・マーケティング株式会社との協定締結について

○横田会長 続いて、次第2「報告」に入ります。「ユニリーバ・カスタマー・マーケティング株式会社との協定締結について」。事務局から説明をお願いいたします。

○菊地 環境総務課の菊地からお話しさせていただきます。

皆さんの机にお配りさせていただいたんですけども、こちらは試供品が入っています。藤沢市で、7月19日に、プラスチック資源循環及び環境美化の促進に向けて、ユニリーバ・ジャパン・カ

スタマーマーケティング株式会社様と協定を結びました。

主な取り組みの1つ目としまして、製造事業者であるユニリーバ様の商品を自主回収・リサイクルすることへの支援がございます。現在、市内に7カ所自主回収ボックスを置かせていただきまして、ユニリーバさんの製品の回収を促進しております。

2つ目としまして、UMILE プログラムを活用したインセンティブの付与でございます。お配りしている資料の一番下に「UMILE プログラムについて」というのがあります。設置してある自主回収のボックスに、ユニリーバ製のボトルや詰めかえ製品を入れていただくことで、環境によいアクションをしていただいたということでユニリーバさんからポイントが付与されます。こちらのポイントが20円相当のLINEポイントに交換できますので、ぜひ自主回収促進のためにもご協力をいただければと思います。

今度、10月29日にハロウィンごみ拾いというのを実施するんですけれども、環境によいアクションをしていただいたということでUMILEを付与する取り組みをそういったイベントで試験的に行う予定ですので、よろしかったら皆様参加していただければと思います。

3つ目としまして、ユニリーバ製のプラスチック空き容器をリサイクルし作成した袋をイベント清掃等に提供します。ユニリーバさんのボトルとか詰めかえ製品を使ったリサイクルプラスチックを使用することで、バージンプラスチックの使用量を10%削減した袋をつくることができるようになったということです。そちらにさらにバイオマスプラスチックも配合した環境に配慮した袋をイベントのときに200枚程度提供していただいて、ごみ拾いのイベントで使うことを考えております。10月29日とか、今度ある「ぶらりごみ拾い in 六会」でも少し提供させていただければと思っております。

それから、8月になりますが、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町において、同様にユニリーバの実施する自主回収について効果的な取り組みをしていくということで環境省の公募事業に採択されましたので、こちらのほうもあわせて藤沢市で進めていきたいと思っております。ぜひ皆様、回収ボックスを見つけたら回収にご協力をいただければと思います。

以上になります。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞお出しください。

○佐藤委員 このユニリーバさんは、ジャパンという言葉はついていますが、外資系の企業でいらっしゃるかと思います。こちらはもともとはイギリスとかアメリカの会社ですか。

○菊地 本社はロンドンです。

○佐藤委員 そういった海外の進んだメーカーさんの取り組みが日本に入ってくるのは好ましいことだと思っているんですけれども、日本のこういった日用品の会社様方も応援してさしあげたいと

いう気持ちもあります。個別に名前は出しませんが、いろいろな洗剤とか歯磨き粉とかをつくっていらっしゃる会社さんの動向はどうなっているのか。

あるいは、この業界ですと、熱帯雨林のパーム油を使っていたり、その中でも認証されたパーム油を使うといった動きがあるかと思います。自治体の皆様も、市民ももちろんですが、そういったこともモニタリングといいますか、見守っていけるようにというか、そんな気がいたしました。応援したいと思います。

○菊地 今お話のあった日本のメーカーさんも、「みんなでボトルリサイクルプロジェクト」という名前とかで実施はしているのですが、こちらのユニリーバさんのとはちょっと違う姿勢というか、ユニリーバさんはあくまでも小売店舗さんのほうに自主回収のボックスを置いて、皆さんにポイントを付与することで循環について興味を持っていただいて取り組んでいただきたいということです。もう1つ動いている「みんなでボトルリサイクルプロジェクト」というのは、あまりお名前は出せないのですが、K社さんとかP社さんが参加されているのですが、それは公共施設とかに回収ボックスを置いて、インセンティブを付与しない方法で回収をするという取り組みをしています。

そのほかに、ボールペンの会社さんですとか、油をやっているN社さんといったところが容器を回収するというところで実証実験とかもされております。

今後、色々な企業さんがプラスチックの新しい法律ができたことによって自主回収にどんどん進んでいくかと思うので、藤沢市としても情報収集して取り組んでいきたいと思っております。

○橋詰副会長 一点お尋ねします。大変結構なことなのですが、ユニリーバが集めた量がどのくらいになるかという情報は手に入るのでしょうか。

○菊地 まだ設置をしてから数ヵ月しかたっており、周知がまだできかねているところがありますが、必ず設置したところの量は藤沢市に報告をいただくことになっております。

ユニリーバさんのお話ですと、1家庭で1本ご購入していただいて、家族4人で使うのに数ヵ月かかってしまうので、周知ができていたとしても回収ボックスに入るのは数ヵ月後になってしまうということもあります。7月に回収ボックスの設置を始めてそろそろ2、3ヵ月たちますので、少しずつ集まってきている状況もあります。また数量等が出るようになりましたらご報告させていただきたいと思っております。

○橋詰副会長 新しいプラスチック資源循環法の中でも、こういう自主回収は出るんだろうと思います。大変結構なことなのですが、それがふえればふえるほど、ごみ量の中でどうなっているかということが把握しづらくなるんですね。なので、特に市と関係を持ちながら自主回収されるところについては情報をとるように心がけないと、逆に量的にはブラックボックスになってしまうので、そこはぜひお願いしたいところです。

○横田会長 ほかにございましょうか。——ないようでしたら、報告はこれで終了いたします。

### 3 その他

#### (1)「雑がみ分別袋」の配布について

○横田会長 続いて、次第3「その他」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○高橋主幹 環境事業センターの高橋と申します。資料5『「雑がみ分別袋」の配布について』です。

現在、市民の方に、本、雑がみを出す際に、本などは十文字に縛って出していただく、また、雑がみの細かいものについては縛っていただくか、もしくは本の間などに入れていただいて出す、または紙袋に入れて十文字で縛って出すということをお願いしておりますが、今、店舗のほうで包装の簡素化ですとか、また紙袋もレジ袋と同様に有料化がかなり進んでいることや、マイバッグといったものも普及になって、紙袋そのものが手に入らないということで、市民の方が雑がみを分別排出する際に大変苦勞をなさっています。そのために、新聞紙を利用した雑がみの分別袋を、市内の障害者施設にご協力いただきまして制作し、市民センターや環境施設等で配布をして、資源を出しやすい環境を整えていきたいという取り組みでございします。

実施時期は来月の1日を予定しておりまして、配布は、この分別袋と、この資料の裏側の「雑がみ分別袋の作り方」も同時にお配りさせていただいて、できましたらご自身で、新聞紙2枚とのりがあればつくることも可能ですし、また、右上にございますQRコードで入っていただきますと、動画で非常にわかりやすくつくり方を周知させていただいております。この動画は以前からうちのほうでつくってYouTubeで流しておりますが、現在2万回ほどの再生回数もありますので、かなり多くの方におつくりいただいている状況なのかなと考えております。

これは私が見本でつくったものです。新聞紙2枚を合わせて、初めてつくっても10分かからずにこういうものができます。ここに雑がみを入れて十文字に縛って出せるというものですので、委員の方々もぜひこういうものをおつくりいただいて、雑がみ袋がない場合には出していただければと思います。

簡単ですが、こちらの説明は以上です。

○横田会長 事務局からの説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○金田委員 確かに紙袋はなかなか手に入らないので、こういう啓発活動は非常に素晴らしいことだと思います。新聞紙自体も減っているので、新聞紙で回収するのもまた大変だとは思いますが、これは新聞紙以外にもチラシか何かも活用できると思いますので、そういったこともしていただければと思います。

私が今回言いたかったのは一点だけです。雑がみを回収して、私どもの藤沢市資源循環協同組合が請け負っておりますけれども、実はこの中に異物がまだかなり多いんですね。これを動画とかで



皆さんに紹介するに当たりまして、雑がみ以外のものは入れないでくださいというお願いを入れていただきたいんです。特に、生ごみが結構あったりするんです。ひどいのはおむつも入ったりする場合があります。そうすると、回収事業者さん、リサイクル業者さんは非常に困ってしまいます。藤沢市民も44万人を超えていますから、中にはルールを守られない方もおられるんですけれども、1人でも2人でもいるとリサイクルに支障を来してしまいますので、これにプラスアルファで、異物は絶対に入れないでくださいという形で啓発アピールをお願いしたいと思います。

○高橋主幹 今、可燃ごみの出し方ですとか雑がみの出し方などの動画もうちのほうはつくってございまして、また来年度は一部この辺の改訂もする予定ですので、その辺を織り込みながら、正しい分別をしていただけるようにしてまいりたいと考えております。

○橋詰副会長 今のことで、ついでに申し上げたいんですけれども、細かな話なんですけど、異物という中に、紙の袋をとめるときのは例えば合成系のものをやめろとか、ホチキスはやめてくれとか、ホチキスは多分自選ですぐに取れるんだと思いますけれども、そういうことがあるのであれば入れてもらいたい。

それから、もう1つ大事だと思うのは、金田さんがおっしゃいましたけれども、異物が入るとなぜまずいのかという「なぜ」をちゃんと言うべきだと思います。例えば、ごみであれば作業環境がすごくよくないとか衛生上問題があるとか、そういう理由を言わないと通じないので、「ダメ」じゃなくて、なぜダメかをちゃんとつけ加えたほうがいいと思います。

○高橋主幹 わかりました。

○松本委員 私、実は新聞紙を使ってつくっているんです。実際に使っています。でも、のりを貼りつけるのが物すごく面倒くさいのね。それで、結局でき上がってから外からガムテープで主なところをピッと貼るんですが、それはまずいんでしょうか。業者さんからしたら、そのあたり、ガムテープというのはどうなんですか。

○金田委員 皆さんすばらしいご指摘、非常にありがとうございます。基本は、やっぱり紙以外のものは入れてもらわないほうが一番助かります。でも、この中の部分ですけれども、實際上、例えば、今言われたのり、ガムテープ、ホチキスを入れたとしても問題はございません。なぜかといいますと、基本的に紙の部分の再生ですけれども、紙は特殊溶剤でまず溶かすんです。溶かして、紙の繊維を上澄みみたいな感じで取ってしまいますと、ごみは下に沈殿して、処理します。

要するに、ごみがふえてリサイクル業者さんが困ってしまうということです。そうすると、リサイクルの買取価格が変わってきてしまう。やっぱり異物が多いと買っていただける単価が安かったり、もしかしたら処理代をいただくとかお金を請求されることがあります。そうすると、藤沢市の市民の皆さんの税金にかかわってくることになってしまいます。できるだけ税金を有効活用して無駄な部分を省きたいと感じていただければ、やっぱり分別はできるだけ徹底していただきたいと思

います。

でも、先ほどのように、どうしてものりがダメだとか、たまにはガムテープはいいだろうとか、ビニールテープはいいだろうといった点は強制はいたしません。できる範囲でやっていただいて、のりの接着も、できるだけうまくしていただければ助かるかなと思っています。

○松本委員 接着ののりとかガムテープの件ですけれども、随分前に紙のリサイクル工場に行ったことがあるんです。そこの方が、とにかく余分なものを紙の中に挟まれると、あなた1人ならいいけど、それが5人、10人となると結構な量になって、本当にトイレトペーパーをつくっている人のお金がかかるので、私ぐらいならいいだろうとかガムテープ1回ぐらいならいいだろうという考えをやめるようにしてくださいということをすごく言われたのです。

私は、これは市の仕事だと思うんです。今、業者さんのほうからお話がありましたが、やっぱり徹底するものは徹底して、1円でも2円でも、と私は個人的には思います。だから、今度からガムテープは使いません。頑張ります。

○佐々木委員 新聞紙を使って袋をつくるというのは私も本当にいいと思うんですが、これを出すと、これで出さなきゃいけないんじゃないかと思う真面目な人もいるんじゃないか。

私はなるべく挟んで出すようにしています。そうすると、ほとんどのものはそのまま、余計なものはなくなる。パンフレットとかに挟んで分厚くなりますけれども、それで十字に縛って出します。

○高橋主幹 私どものほうも、細かい雑がみについては、今おっしゃったように本の間に挟んで十字に縛って出すということが一番ごみを少なくする方法の1つだとは思っていますので、今後もそちらについてもあわせてPRをさせていただきたいと思います。

○横田会長 ほかにいかがでしょうか。——ないようでしたら、(1)は終わります。

## (2) 大型ごみ予約システムのD X化について

○高橋主幹 (2)「大型ごみ予約システムのD X化について」。資料6をごらんいただければと思います。

こちら先ほど少し話題になりましたけれども、大型ごみの予約につきまして、今、電話とかインターネットでご予約をいただいておりますが、さらにより簡単に予約できるということで、今多くの方がお持ちのスマートフォンから予約できるシステムを構築し、来月の1日から実施する予定です。

2「内容」です。皆さんお使いの方も多いと思いますけれども、藤沢市も公式LINEアカウントを持っていますので、そちらを友だち登録していただいて、入っていただきますと、「ごみ」というボタンがありますので、その「ごみ」を押すと、チャットボットで対話式で簡単に何ごみかが検索で

きるようになります。チャットというのは会話で、ボットはロボットという意味で、造語です。例えば、「椅子」と入れていただければ、AIのほうで判断し、「大型ごみです」というご案内をいたします。それ以外に、文字入力をしていただかなくても、例えば椅子の写真を撮って映像を送っていただくと、画像認識システムによってAIが「こちらは大型ごみです」といったご案内をさせていただきます。大型ごみの場合にはそのまま大型ごみの予約ができます。

さらに、これは来年の4月をめどに進めておりますが、大型ごみの納付券を買わなくても、こちらでクレジット決済を行い、お金を納付した形をとれるようにいたします。コンビニエンスストア等にわざわざ出向いて納付券を買う必要もなく、携帯端末1つで予約から支払いまで全て行えるように、追加機能を加えて今後進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○横田会長 ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらどうぞ。よろしいでしょうか。——ないようですので、報告は終了いたします。

では、事務局のほうにお願いいたします。

○内田補佐 事務局からの事務連絡としまして、第16期の審議会委員の市民公募を11月25日号の広報で行いますので、ご承知おきをお願いいたします。第16期の任期につきましては、令和5年、6年の2年間。公募の人数は5人となっております。

そのほかは特にございませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○松本委員 ペットボトルのリサイクルについて2、3お伺いします。

ケミカルリサイクルというのをやっているところがありますね。薬品で全部溶かしてもう一度ペットボトルをつくるというもの。あれを見ると、結構いいパーセンテージで、100本のペットボトルを溶かすと99本のものができる。混ざりけのあるような汚いペットボトルでも全部分解するらしいですね。そういうのは藤沢市はどういうふうに進んでいるのかということが1つ。

それから、粉にしたペットボトルで3Dプリンターで家電製品をつくって売るといったようなことも始まっているみたいなので、そのあたりの藤沢市の取り組みを教えてくださいませんか。

○高橋主幹 私から回答させていただきます。

ペットボトルのケミカルリサイクルにつきましては、本市から回収されたものについても、全てではございませんけれども、ケミカルリサイクルの処理でペットボトルからペットボトルをつくっております。

2点目の3Dプリンターは、多分鎌倉市さんなどが今慶応大学などと取り組みをしているものだと思いますけれども、本市としてはまだそういった試みはしておりません。ただ、市民の皆様から回収させていただいております商品プラスチックにつきましては、プラスチックのかごをつくって、

それを集合住宅の小さなアパートの集積場などご利用いただいたりしておりますので、同じような取り組みにはなるのかなと思っておりますけれども、市民の方に特別販売という形では現在はありません。

○松本委員 ごめんなさい、もう一つ忘れました。

ちょっと前になるんですけれども、歩いていたら、ごみ収集車が通ったんです。ごみを突っ込むと、上から蓋で押さえて、どんどん突っ込んでいくわけですね。そのときに、ペットボトルが飛び出してきて、飛び出したペットボトルと蓋がパンパンと左右に散って、作業員さんがひょっと身を引かれているシーンを見て、ごみを捨てるときに危ないなと思いました。どのごみか、ちょっとわかりませんけれども。

○高橋主幹 ごみ収集車のパッカー車というのは、回転板が回って、圧縮板というもので押すんですけれども、その際に、これはペットボトルに限らず、ごみの量がかなり収集車の中に入ってきますと、どうしても圧によって隙間から物が飛び出すということはございます。ですので、我々のほうも十分安全を見ながら、回転板を回す際には周りに市民の方がいないかどうかを確認しながらやらせていただいております。収集員のほうもけがのないように、今後も引き続きその辺はまた気を引き締めながらやっていきたいと思います。

○内田補佐 そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

○橋詰副会長 お手元に1枚のチラシを配っていただいています。「ぶらりごみ拾い in 六会」は、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、私ども多摩大と藤沢市さんと日本大学が共催でやっているごみ拾いのイベントで、去年、おとしはやっていないんですが、通算すると今回が5回目になります。日大に集まって、多摩大まで直線距離で行くと1キロなんですけど、1キロメートルをごみを拾いながら多摩大に向かって行きます。一番たくさん集めたチームが勝ちというゲーム形式でやっています。賞品もありますので、あすの話で申しわけありませんが、よろしければどうぞ。よろしく願いいたします。

○内田補佐 ほかに委員の皆様からございますでしょうか。

なければ、5分間の休憩を挟みまして廃棄物処理施設の見学に移らせていただきます。

午後3時21分 閉会